

IMO第6回無線通信及び搜索救助小委員会(COMSAR6)の結果について

海事局安全基準課

標記会合は、平成14年2月18日から22日まで、ロンドンの国際海事機関(IMO)本部において開催された。我が国からは8人が出席した。

今次会合における主な審議結果は以下のとおり。

1. 緊急無線通信：誤警報及び干渉（議題7関連）

・経緯及び背景

GMDSS 誤警報の削減を目的に、我が国は、COMSAR4 に加盟国政府が受信した誤警報及び不適切なID 管理の状況を事務局に報告するための COMSAR サーキュラー及びデータ収集のための様式に関し提案を行い、原則賛成されたが、継続して審議されることとなった。そこで、COMSAR5 では、COMSAR4 に提出した様式を基に検討した同様の日本提案を提出し、データの収集にまず着手することが重要である旨の主張を行い、テイクノートされた。

COMSAR5 では、収集のための様式について、ノルウェー提案とあわせて検討されたが、慎重な対応を要求する意見が多数を占めたため、本件を検討するコレスポンスグループが設置され、そこで合意された様式が今次会合に提出された。

・審議結果

コレスポンスグループからの報告について、多くの国から支持があった。

主管庁が収集したデータの報告について審議がなされ、警報システム毎に報告を行うこと、即ち、インマルサットについては、主管庁からインマルサット機構へ、406MHz EPIRB については主管庁からコスパス・サット機構へそれぞれ報告し、各機構がそれぞれ取りまとめた上、IMO に報告することとなった。また、デジタル選択呼出装置(DSC)については、各主管庁が直接 IMO に報告することとなった。

2. 船橋間無線通信（議題9関連）

・経緯及び背景

COMSAR5 において、フランスは VHF/Ch16 の聴取義務が 2005 年になくなることから、その後の船橋間通信を行う手段について検討することを提案し、今次会合から議論が開始されることとなった。また、MSC74 ではオランダとデンマークから、SOLAS 条約第 12.3 規則で規定される VHF/16Ch の聴取義務打ち切り期日と、MSC.77(69)で規定される期日の間に不一致が生じており、COMSAR5 で策定された SOLAS 条約第 12.3 規則の改正案では、VHF/Ch16 聴取義務の終了日について「もしくは、MSC で決定された別の日まで」をブラケットを付して、整合をとることを今次会合で要請されている。

米国は、2005 年 2 月 1 日以降も SOLAS 船舶の Ch16 の聴取要件を延長すること、非 SOLAS 船舶が直接 SOLAS 船舶に呼び出しを必要とした場合、音声呼び出しにより SOLAS 船舶を呼び出すことが可能であり、その使用可能な周波数がある場合には、最終撤廃日を決定することを再評価すること等を MSC に助言することを要請した。

また、デンマークはじめ欧州各国は、MSC69 で決定した VHF/Ch16 の聴取義務の終了日を守り、MSC74 でブラケットが付された「もしくは MSC で決定された別の日まで」を削除することを提案した。

・審議結果

英国は、非 SOLAS 船について GMDSS 設備の搭載を推進するためにも、漫然と VHF/Ch16 の聴取を行うわけにはいかない、確固とした終了日を周知すべきであると主張した。ギリシャ等、欧州各国は、これを支持した。

一方、我が国は GMDSS 船と非 GMDSS 船との通信が確保できない恐れがあるとの理由で米国提案を支持した。

英国をはじめとする欧州提案と、米国提案が対立したため、妥協案である以下の内容が盛りこまれた

MSC 決議案が示された。

聴取義務の終了日を記載しない。

状況の再評価を明記する（2005年までに）。

VHF/DSC の早期導入に向けて関係者は最大限の努力をす る。

現在の決議 MSC.77(69)を廃止する。

上記内容により、各国が大筋で合意し、新たな MSC 決議案が作成され、MSC75 で承認のため、提出されることとなった。

3 . 海上保安関連（議題 2 1 関連）

- AIS のロングレンジ化 -

・経緯及び背景

昨年 9 月 1 1 日に米国で発生した同時多発テロ事件を受け、本年 2 月、第 75 回海上安全委員会テロ対策中間作業部会が開催された。

本中間作業部会には、米国から船舶自動識別装置(AIS)の搭載前倒し、AIS のロングレンジ化等について提案があり、AIS のロングレンジ化について、今次会合で検討することが要請された。

・審議結果

ロングレンジ化に適した AIS システムは、インマルサット C を用いることであることが合意された。インマルサット C を用いたロングレンジ AIS について審議が行われた結果、事務局に対して、ITU-R の作業部会及び国際海事衛星機構（IMSO）に対し、次の点について連絡を取るよう、指示がなされた。

・ AIS 装置をロングレンジの通信装置に接続した際のデータ通信の可能性

・ MF/HF とインマルサットの基準を見直す必要性

また、インマルサットを補足するような極軌道衛星の利用も検討し、このようなシステムの提出を求める情報提供を呼びかけることとした。なお、AIS 装置と接続するインターフェイスの標準化を行い、DSC 装置やインマルサット装置などの関係で ITU 勧告を修正していく方針が示された。

4 . NAVTEX 設備の性能基準の改訂

・経緯及び概要

英国は、NAVTEX 設備の性能要件を規定する総会決議 A.523(13)について、非印刷装置を認める、用紙印刷以外の保管手段を認める等の改正提案を行った。

・審議結果

必要な情報、出力方式、メッセージメモリーの容量等に係る性能基準の改正が確認されたが、最終化に至らず、次回会合で継続して審議することとなった。